

## 障害者福祉制度の変遷

### ■国の主な制度改正等（H22年度以降）

制定年月	主な制度改正の内容
平成22年12月	<b>障害者自立支援法・児童福祉法の一部改正</b> ①利用者負担の見直し（原則応能負担） ②障害者の範囲の見直し （発達障害者が障害者自立支援法の対象となることを明確化） ③相談支援の充実（相談支援体制の強化、支給決定プロセスの見直し） ④障害児支援の強化（身近な地域での支援充実、放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設等） ⑤地域における自立した生活のための支援の充実 等
平成23年6月	<b>障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）</b> ①養護者による障害者虐待の防止 ②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止 ③使用者による障害者虐待の防止 等
平成23年7月	<b>障害者基本法の改正</b> ①障害者の定義の見直し ②地域社会における共生の実現 ③差別の禁止 ④国際的協調の推進 ⑤国民の理解促進と責務 等
平成24年6月	<b>国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）</b> ①公契約における障害者の就業を促進するための措置 ②障害者就労施設等の供給する物品等の情報提供 等
平成24年6月	<b>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）</b> ①障害者の範囲の見直し（障害者の範囲に難病等を追加） ②障害支援区分の創設 ③障害者に対する支援拡充（重度訪問介護の対象拡大、地域移行支援の対象拡大、地域生活支援事業の追加等） ④サービス基盤の計画的整備 等

制定年月	主な制度改正の内容
平成 25 年 6 月	<p><b>障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）の改正</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①障害者に対する差別の禁止</li> <li>②事業主による合理的配慮の提供義務</li> <li>③苦情処理・紛争解決</li> <li>④精神障害者の雇用義務化（精神障害者を法定雇用率の算定基礎に追加） 等</li> </ul>
平成 25 年 6 月	<p><b>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）の改正</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①地域生活への移行促進</li> <li>②医療保護入院の見直し 等</li> </ul>
平成 25 年 6 月	<p><b>障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①差別的取扱や合理的配慮の不提供の禁止</li> <li>②差別解消の推進に関する基本方針や指針策定 等</li> </ul>

# 地域社会における共生の実現に向けたための関係法律を講ずる法律の概要

## 1. 趣旨

(平成24年6月20日成立・同年6月27日公布)

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けたため、新たな障害保健福祉施策を講ずるものとする。

## 2. 概要

### 1. 題名

「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」とする。

### 2. 基本理念

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げる。

### 3. 障害者の範囲（障害児の範囲も同様に対応。）

「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。

### 4. 障害支援区分の創設

「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改める。

※ 障害支援区分の認定が知的障害者・精神障害者の特性に応じて行われるよう、区分の制定に当たっては適切な配慮等を行う。

## 3. 施行期日

平成25年4月1日（ただし、4. 及び5. ①～③については、平成26年4月1日）

## 4. 検討規定（障害者施策を段階的に講じるため、法の施行後3年を目途として、以下について検討）

- ① 常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方
  - ② 障害者者の認定を含めた支給決定の在り方
  - ③ 障害者サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方
  - ④ 手話通訳等を行う者の派遣その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方
  - ⑤ 精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方
- ※上記の検討に当たっては、障害者やその家族その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずる。